

長野県告示第383号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所及び村役場に備え置きます。

平成15年 7月31日

長野県知事 田中 康夫

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
大橋 (追加)	昭和47年2月10日長野県告示第63号で指定した大橋急傾斜地崩壊危険区域の標柱1号と5号を結んだ線、標柱5号と右に掲げる地番の土地に存する標柱6号を結んだ線、標柱6号から14号までを順次結んだ線及び標柱14号と昭和47年2月10日長野県告示第63号で指定した大橋急傾斜地崩壊危険区域の標柱1号を結んだ線に囲まれた区域	下伊那郡	駒場		1488番50	6号
		阿智村	〃		1495番2	7号
			〃		1488番65	8号及び9号
			〃		1491番	10号
			〃		1492番	11号及び12号
			〃		1489番	13号
			〃		1490番1	14号

砂防課

選告示第33号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

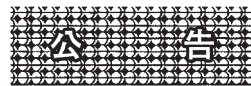
平成15年 7月31日

長野県選挙管理委員会委員長 中村 幸枝

35,355	35,369			
361,287	361,403			
12,123	12,107			
16,758	16,771			
20,998	21,012			
12,630	12,631			
25,412	25,396			
19,105	19,111			
11,273	11,269			
15,109	15,116			
26,503	26,565			
9,884	9,885			
11,317	11,323			
7,102	7,101			
15,373	15,359			
別表中	95,766	を	95,803	に改める。
	54,602		54,621	
	32,614		32,637	
	15,141		15,141	
	28,222		28,238	

14,167	14,166
19,738	19,750
11,937	11,945
16,265	16,274
8,931	8,940
11,338	11,338
8,282	8,268
9,243	9,231
14,530	14,554
16,824	16,839
10,532	10,533
17,529	17,557

選挙管理委員会



公告

平成16年度長野県看護大学大学院博士後期課程の学生を次のとおり募集します。

平成15年 7月31日

長野県知事 田中 康夫

1 募集人員

募集人員は、次のとおりとする。

看護学研究科看護学専攻	4 人
-------------	-----

2 試験による入学者の選考

(1) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者(平成16年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)

- ア 修士の学位を有する者
- イ 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- ウ 文部科学大臣の指定した者
- エ 個別の入学資格審査により、アに規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- オ その他本学において、アに規定する者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 出願手続

ア 提出書類

- (ア) 入学願書(本学所定の用紙による。)
- (イ) 写真カード(本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真(裏面に氏名・生年月日を記入)1枚をはること。)
- (ウ) 連絡用あて名シール(本学所定の用紙による。)
- (エ) 博士前期課程(修士課程)の学業成績証明書及び修了(見込み)証明書(2の(1)のイからオによって出願する者は、その資格に関する証明書)
- (オ) 志望の理由(本学所定の用紙による。)
- (カ) 博士前期課程(修士課程)の学位論文等

イ 入学審査料

入学審査料(30,000円)は、郵便為替(普通為替)により納付すること。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書(平成15年10月以降の振り出しに限る。)は何も記入しないで、2の(2)のアの書類とともに提出すること。

ウ 出願方法

郵送(書留速達郵便)し、又は持参すること。

エ 入学願書受付期間

平成15年10月10日(金)から10月17日(金)までとする。
なお、郵送による場合であっても受付期間の最終日必着とする。

オ 入学願書提出先

長野県駒ヶ根市赤穂1694番地(郵便番号399-4117)
長野県看護大学事務局 教務課

カ 受験票の交付

- (ア) 入学願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (イ) 受験票(2の(2)のアの(イ)の写真カードにはった写真と同じものをはること。)は、試験当日必ず持参すること。

(3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験及び学業成績証明書の結果を総合して行う。

イ 学力試験

英語及び口述試験とする。

(4) 学力試験の実施期日及び場所

試験期日	時 間	教科等	場 所
10月25日 (土)	9:30~11:30	英 語	長野県看護大学
	13:00~17:00(予定)	口述試験	

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成15年11月5日(水) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知する。

なお、電話による照会には一切応じない。

3 その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局教務課(電話 0265-81-5100)に行うこと。

医 務 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年7月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

看護師養成所2年課程(通信制)修学意向調査業務委託

(2) 役務の特質

就業中の准看護師及び就業先の医療機関等に対する看護師養成所2年課程(通信制)の修学意向等の調査業務

(3) 履行期間

契約日から平成16年1月31日まで

(4) 納入場所

長野県衛生部医務課

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に同種の業務契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 本社又は営業所が県内にある者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部医務課看護係

電話 026 (235) 7144

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年8月12日 午前10時

イ 場所 長野県庁西庁舎 301号会議室

- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成15年8月11日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(郵便番号 380-8570)
長野県衛生部医務課看護係

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否

必要です。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

医 務 課

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり表彰しました。

平成15年7月31日

長野県知事 田 中 康 夫

平成15年7月19日表彰 環境保全功労

宮 田 渡 三郷昆虫クラブ

生 活 文 化 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年7月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

ヤミ金融被害相談事業業務委託

- (2) 役務の特質

ヤミ金融被害者からの相談に対し、ヤミ金融の実態説明、対処法のアドバイス等を行う業務

- (3) 履行期間

平成15年9月1日から平成16年3月31日まで

- (4) 入札の方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 事業実施に当たり、失業者の新規雇用が図れる者であること。

- (5) 金融関係法令等に精通し、相談処理業務を適切に行うことができる者を松本消費生活センターに2名、長野消費生活センター、飯田消費生活センター及び上田消費生活センターに各1名を配置できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県生活環境部生活文化課

電話 026 (235) 7172

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年8月11日 午後1時30分

イ 場所 長野県庁議会議棟 402号会議室

- (3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は除きます。

- (4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付をしてください。ただし、規則第142条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該

当する場合を除きます。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札者は無効とします。

(6) 契約書作成の要否

要します。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

生活文化課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年7月31日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年7月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 クラシックワールド

3 代表者の氏名

北原淑子

4 主たる事務所の所在地

伊那市大字富県9203番地

5 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して音楽を中心とした芸術文化全般に関する事業を行い、芸術文化のまちづくり及び音楽による青少年健全育成を推進し、もって地域社会の音楽文化の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年7月31日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年7月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 祥仁会

3 代表者の氏名

高畑宗助

4 主たる事務所の所在地

佐久市大字大沢2000番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域における高齢者、障害者及びその支援者で手助けを必要としている人に対して、福祉サービスに関する事業を行い、地域社会との理解を深め、誰もが安心して生活できる社会の構築に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

平成15年7月14日、北安曇郡小谷村による虫尾地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成15年7月31日

長野県北安曇地方事務所長 宮坂正巳

土地改良課

公告

平成15年7月16日、飯田市による箱川上平地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成15年7月31日

長野県下伊那地方事務所長 三木正夫

土地改良課

公告

平成15年7月18日、更埴市による横沢地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成15年7月31日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

土地改良課

公告

諏訪郡富士見町によるとちの木地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成15年7月31日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内生義

1 土地改良事業の名称

団体営基盤整備促進事業

2 土地改良事業の施行についての許可年月日

平成11年6月21日

3 土地改良事業を行った者の名称

諏訪郡富士見町

4 事務所の所在地

諏訪郡富士見町落合10777番地

5 工事着工年月日

平成11年8月13日

6 工事完了年月日

平成15年1月27日

土地改良課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。
平成15年 7月31日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画地区計画 庄内地区地区計画
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。
平成15年 7月31日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画地区計画 平田地区地区計画
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。
平成15年 7月31日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定による認定をしたので、同条第8項の規定により次のとおり公告します。
平成15年 7月31日
長野県佐久地方事務所長 和 田 恭 良

- 1 認定年月日
平成15年 7月15日
- 2 申請者等
 - (1) 申請者
東京都世田谷区松原 4-8-2
上丸実業株式会社 代表取締役 上 保 信 萬
 - (2) 計画建築物の用途及び棟数
共同住宅 3棟
- 3 対象区域
北佐久郡軽井沢町軽井沢東43-1、43-15、43-16
- 4 認定計画書の縦覧場所
長野県佐久地方事務所

建築管理課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。
平成15年 7月31日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲
別表のとおりとする。
- 2 講習科目、時間数及び考查方法

講 習 科 目	時間数	考查方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後正誤式による考查を行う。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

- 3 受講手続
 - (1) 受講の申込み
講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの)2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。
 - (2) 申込書の受付期限
講習日の5日前までとする。
 - (3) 受講手数料
受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により(申込書にはって、消印しないこと。)納付すること。
- 4 その他
 - (1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。
 - (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）	9月24日(水)	午前10時から午後4時まで	長野会場	県下一円

生活保安課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成15年7月31日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲別表のとおりとする。
- 2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

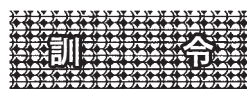
(1) 受講当日は、筆記用具を携帯すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	9月3日(水)	午後1時から午後4時まで	上田会場	東 信
	9月10日(水)		駒ヶ根会場	南 信
	9月17日(水)		松本会場	中 信

生活保安課



長野県訓令第11号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成15年8月1日から施行します。

平成15年7月31日

長野県知事 田中康夫

別表第3の1の土木部の項中

「

河川課	河
河川課治水・利水検討室	河治

を
「

河川課	河
-----	---

」に改める。

文書学事課

長野県教育委員会訓令第8号

事務局
学校以外の教育機関

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正します。

平成15年7月31日

長野県教育委員会

本則の1の表の1の項及び2の項中

「

教育振興課考査相談員

を「

教育振興課職員相談員

」に
改め、同表の6の項中「

教育振興課考査相談員

」を
「

教育振興課職員相談員

」に改める。

教育振興課